

axis news

アクシスグループ

11

2022

#事業承継

のホンネ



知りたいあれこれ Q & A

No.39 「インボイス制度について」

今月のアクシススタッフ

前月配信LINEトピックス

#〇〇のホンネ

様々なお題に対して、互いが本音で話す対談企画「#〇〇のホンネ」。今回は当社のお客様から事業承継についてのご相談があり、「事業承継」に関するホンネを「事業承継税制」と「ホールディングス化」の2つのテーマに分けて対談しました！第1弾は「事業承継税制」についてです。
事業承継をお考えの経営者の皆さまのお役に立てましたら幸いです。

YouTube # 事業承継のホンネ



事業承継のホンネ

資産税チームは相続や事業承継などの資産税分野を専門に取り扱うチームです。今回お送りする事業承継のホンネでは、最近みなさんも耳にすることが増えてきた事業承継税制やホールディングス化について、それって本当に使った方がいいの？という本音のところをお話していきたいと思います。

 **axis talk**



動画視聴はこちらから！
これまでの配信動画もご覧頂けます！

事業承継税制ってどんな制度なの？

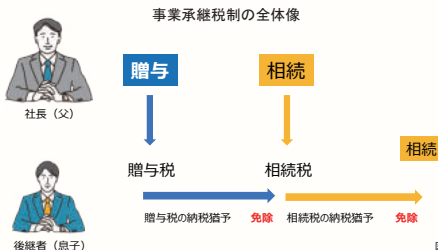
使うべき人と使わなくて済む人がある？

川原：先日、担当しているクライアントの社長から、そろそろ息子さんへの事業承継を考えているので、事業承継税制を使って株を移したいというご相談がありました。社長は事業承継税制を利用すると無税で株を移せるとおっしゃっていたのですが、何かデメリットはないのですか？事業承継税制って本当におすすめできる制度なんですか？

小島：結論から言うと、事業承継税制については、使うべき人と、使わなくても済む人があります。使わなくても済む場合は使わない、つまり別の対策をご提案することが多いですね。

川原：そもそも、この制度はどのような制度ですか？社長は国税庁のパンフレットを見ておられたのですが、メリットとデメリットがよく分からないとおっしゃっていました。

小島：そうですね。制度の要件が多くて複雑なんです。まず、制度の全体像はこちらです。（下記図1）株を先代のお父さんから後継者のお子さんに渡すタイミングは2つあります。まず、生前に贈与で渡す場合。そして、先代が亡くなった時、相続で渡す場合があります。



小島：例えば、生前に贈与で渡す場合は、そこで、贈与税というもの通常かかってきます。事業承継税制を採用すれば、その贈与税が全額一旦猶予ということになります。払わなくても良いということですね。事業承継税制はいろいろな適用要件があるんですけども、その要件をずっと満たしていれば、猶予の状態を保つことができます。そして、お父さんが亡くなった時に、今度は相続になるんですけども、その相続が起こった時に免

除ということになります。次に相続税の計算の時に、生前で渡した株を持ち戻すことになるんですけども、ここで、事業承継税制を採用すれば、相続税がまた猶予されるということです。適用要件をずっと満たしていれば、今度、後継者のお子さんが亡くなった時に、相続税が免除という制度になっています。

具体的な猶予期間の取消事由と3つに分類される要件



川原：この制度を利用して税金を払わなくてもよいというのであれば使った方がいいと思いますが、具体的にその猶予期間中の取消事由というのはどのようなものがあるのですか？

小島：それはこちらです（下記一覧）

川原：随分多いですね、覚えきれないです・・・

小島：そうですね。細かい要件がたくさんあり、1つでも要件を満たさなくなると猶予が取り消されて税金を払うことになります。

【主な取消事由】

- 都道府県知事への報告を怠った場合、税務署長に継続届出書を提出しなかった場合
- 後継者が代表者を退任した場合（身体障害者手帳の交付を受けた場合等を除く）
- 報告基準日における5年平均従業員数が承継時の従業員数の80%を下回ることとなった場合（ただし、その理由について都道府県長に報告を行えば取消はなりません）
- 後継者とその同族関係者の有する議決権の総数が総議決権数の50%以下となった場合
- 後継者以外の同族関係者の議決権数が後継者の議決権数を超過した場合
- 後継者が納税猶予対象株式の全部または一部を譲渡した場合
- 会社が一定の会社分割（分割型会社分割）又は組織変更を行った場合
- 会社が資産保有型会社又は資産運用型会社となった場合（事業実態要件を満たしていればOK）
- 主たる事業活動から生じる収入額（売上高）が零となった場合
- 会社が資本金の額または準備金の額を減少した場合（無償減資及び欠損填補のための減資を除く）
- 会社が非連格合資により消滅した場合
- 会社が非連格株式交換等により、株式交換完全子会社となった場合
- 会社が通常清算をした場合
- 会社が破産又は特別清算した場合
- 会社が非上場会社に該当しないこととなった場合（上場会社、風俗営業会社に該当した場合）
- 後継者以外の者が黄金株を有することとなった場合
- 対象株式の議決権に制限が加えられた場合
- 贈与者が代表者となった場合 等々

■ 〇の項目は事業承継期間（5年）経過後においても納税猶予の一部又は全部の打ち切り事由となります

3つに分類される要件とは？

小島：要件をおおまかに分類すると3つに分類されます。1つ目は会社の状態は基本的に現状のままにしておくということです。

川原：最近中小企業でも合併や株式交換など組織再編をしているところが多いですが、そういうことはできませんか？

小島：組織再編については取消事由にあたる場合とあたらない場合があります。猶予を受けている対象の会社が合併により消滅する場合は取り消されます。あと資本金の減少も原則できません。無償減資などの場合はいいです。

けどね。2つ目は納税猶予の対象となっている株を譲渡してはいけません。

川原：ではM&Aで株式を譲渡する場合は猶予が取り消されてしまいますか？

小島：その通りです。

川原：ということは、M&Aによる譲渡価格と納税猶予の取消により支払う贈与税または相続税の額を比較し、意思決定をしなくてはいけませんね。

小島：そうですね。猶予されていた本税の他に利子税もかかってきますので注意してください。最後、3つ目は届出書の提出を忘れないようにするという事です。事業承継税制を適用した場合、最初の5年間は毎年、その後は3年ごとに要件を満たしているかどうかの報告を税務署などにしなければなりません。

川原：まとめると、会社の状態を変える時は取消事由に該当しないか確認する、株を譲渡してはいけない、猶予期間中は届出書をずっと提出し続けなければならない。非常に手間とコストがかかりそうですね？

小島：そうですね。他にも相続税を計算するとき事業承継税制を適用した株も相続財産として加算されるので、他の相続人との調整も必要ですし、気を付けておくことが多くあります。事業承継税制を利用されようとしているお客様に取消事由やリスクを説明するやっぱり利用するのをやめておくとおっしゃる方もいらっしゃいます。

- 3つに分類される要件 まとめ -

- ✓ 会社の状態を変える時は、取消事由に該当しないか確認する
- ✓ 株を譲渡してはいけない
- ✓ 猶予期間中は届出書を提出し続けなければならない

事業承継税制を使用するかどうかは、どう判断したらいいの？

まずは、株価や相続税のシミュレーションをしてみよう

川原：先日ご相談いただいた社長の場合、この事業承継税制を利用の方がいいのか、それとも利用しない方がいいのか、その判断はどのようにすればいいのでしょうか？

小島：まずは社長の相続税がいくぐらいになるかシミュレーションをしてみることをお勧めします。会社の株価は現在いくらですか？

川原：株価はまだ算定したことないですね。決算書の純資産価額が2億ぐらいなのでのぐらいでしょうか？社長もそのようにおっしゃっていました。

小島：決算書の純資産価額は会社の価値の目安としてみるのはいいのですが、贈与税、相続税の計算のときに使う税法上の株価は決算書の純資産価額と異なることが多いです。

川原：そうなんですか？では株価算定から始めないといけないですね！

小島：はい。株価や相続税額をシミュレーションしてみると、実は通常の株価対策や相続税対策をすれば、わざわざ事業承継税制を適用しなくても十分節税が出来てしまうことも多いです。

株価が高額すぎて通常の株価対策・相続税対策では対策しきれない場合は、ぜひ、使うべき税制！

川原：では、逆に株価対策や相続税対策をしてもなお納税額が高額の場合は事業承継税制を利用したほうがよいということですね。

小島：そうですね。中には株価が何十億円とか、高額すぎて、通常の株価対策、相続税対策では対策がしきれない場合もあります。そんな場合は事業承継税制を使うしかないということになりますね。逆に言うところいう場合には、是非使うべき、ととてもありがたい税制と言えます。とはいえ事業承継税制を適用すると会社に制約がかかる期間が長期になる可能性が高いです。つまりリスクをずっと背負っているということになりますので、利用するかどうかの判断には十分な検討が必要ですね。利用する場合はまず税理士にご相談することをおすすめします。



▶ axis talk

第1弾
#事業承継のホンネ
事業承継税制について

小島 晴美 × 川原 耕



動画視聴はこちらから！
これまでの配信動画もご覧頂けます！





知りたいあれこれ

Q & A

経営にまつわる様々な疑問を解決する「知りたいあれこれQ&A」
税務や労務に関することや今話題の情報までお客様に役立つ情報を発信していきます。

今月の講座

「2023年10月より開始されるインボイス制度について」（笠井 雅也）

Q & A

No.39

2023年10月より開始されるインボイス制度について

Q. インボイス制度ってなに？

A. インボイスとは「適格請求書」のことをいいます。この適格請求書とするためには、これまで発行していた請求書やレシートに、3つの所定の記載要件を加えて発行する必要があります。この所定の要件とは、税率毎に区分して合計した請求金額の他に、①発行した事業者の登録番号 ②適用税率 ③税率ごとに区分した消費税額のことをいいます。

2019年10月から食料品などに対し軽減税率が導入されました。2つの税率が平行して適用されているなか、どの取引や商品に、どちらの税率が適用されているかを明確にする必要が出てきました。このためインボイス制度の開始により、正確な経理処理が可能になると期待されています。

Q. 何をすることがあるの？

A. 一番の問題は、先ほどの適格請求書の要件としてあげた、「発行した事業者の登録番号」を記載する必要がありますという部分になります。この登録番号を取得するためには、発行する側（つまり売り手側）は、税務署に申請をして、「適格請求書発行事業者」として、登録する必要があります。現在は適格請求書発行事業者の登録、及び準備期間ですが、登録申請書の提出は、2023年3月31日までとされています。

Q. 適格請求書発行事業者に登録すると何がかわるの？

A. 実は、これまで消費税が課税される売上が1000万円以下の事業者については、この消費税から預かった消費税を納めなくていいですよという形になっていました。しかし、適格請求書発行事業者として登録すると、消費税が課税される売上が1000万未満であっても、消費税を計算して納めないといけないということになります。

Q. 全員登録しないとイケないの？

A. もちろん登録しないという選択はあります。でも実は、問題があって、特に、自社のサービスや商品を、商売をされている方に販売されている事業者ですと、買い手側に適格請求書が発行できないということになります。この場合、買い手側が損をしてしまうという事態が発生する場合もあります。このため、双方協議のうえとなりますが、今まで受け取っていた売上の消費税分の一部（経過措置経過後は金額）が減額になる可能性が高くなります。

アクセスでは、インボイス制度に関するセミナーでの情報発信や税理士法人アクセスの公式LINEでのご相談受付をしておりますので、是非お気軽にご相談いただければと思います。

インボイス制度開始までのスケジュール



／私が紹介しました！／



笠井 雅也

経営アドバイザー 代行業 経営 税金 シニアアドバイザー
生命保険会社に勤務後、9年間にて独立し税務、税理士事務所を何処にするところから不在さま。税理士法人アクセスに就任。現在はアウトソーシングの受注や補助金の事業計画の策定等に従事している。

お問合わせはこちらまで

アクセスグループ

088-631-8119